

自己啓発費用助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地方職員共済組合奈良県支部の組合員（以下「組合員」という。）が資格取得等の講座を受講し、又は資格等の試験を受験した場合に、その費用の一部を助成することにより、組合員の主体的な能力開発等を支援することを目的とする。

(事業の対象)

第2条 この事業の対象となる講座及び試験は、厚生労働省の教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係る講座及び免許、資格又は検定の試験とする。

2 前項に定める講座のうち公務により受講した講座及び他の助成制度により助成を受けた講座並びに合否判定のない試験は、事業の対象としない。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、支部長が別に定める試験については、事業の対象とする。

4 組合員となる前に受講を開始した講座及び受験した試験は、事業の対象としない。

5 年度内に修了しない講座については、修了した年度において対象とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、受講料及び入学金又は受験料等（振込手数料及び合格証書等発行手数料、免許登録手数料等受験後に支払う費用は、含まない。）の額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とし、10,000円を超えたときは10,000円とする。）とする。

2 助成金は、1組合員1会計年度につき1つの講座又は受験（1の免許、資格又は検定を取得するために複数の試験の合格を要する場合は、受験した年度にかかわらず当該複数の試験（第2条第4項に規定する試験を除く。）の受験）の請求に対し、助成するものとする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする組合員は、受講修了又は受験後、自己啓発費用助成金申請書（別記様式）に講座の修了又は受験の事実及び合格（免許、資格又は検定を取得するために複数の試験の合格を要する場合は、当該複数の試験の合格）が確認できる書類、受講者又は受験者の氏名及び講座又は試験の名称が明記された領収書等（原本に限る。）を添付の上、支部長に申請するものとする。ただし、これにより難しい場合は、支部長が別に定めるところによるものとする。

2 前項の申請は、講座の場合にあっては修了の日、試験の場合にあっては合格が判明した日から6箇月以内に行うものとする。

3 試験について不合格であった場合は、受験料の助成金の申請はできないものとする。

(助成金の決定及び交付)

第5条 支部長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金を決定し、その月の翌月の末日までに申請者に助成金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、支部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以後に修了した講座又は受験した試験について適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日以降に修了した講座又は受験した試験について適用する。

支部長が別に定める事項

自己啓発費用助成事業実施要領第2条第3項の支部長が別に定める試験は、次のとおりとする。

- 1 第2条第1項に規定する厚生労働省の教育訓練給付金の支給対象となる講座で取得目標として設定されている免許、資格又は検定より上位の免許、資格又は検定の試験。
- 2 第2条第2項に規定する合否判定のない試験のうち、TOEICの試験。ただし、スコア650点以上をとった場合に限るものとし、第3条第2項にかかわらず、1回の受験のみを対象とする。